

伊勢市地球温暖化防止実行計画

(案)

目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間・基準年度
- 4 対象とする温室効果ガス及び排出部門
- 5 基準年度における伊勢市温室効果ガスの現況推計

第2章 伊勢市温室効果ガスの将来推計（BaU）及び削減目標

- 1 目標年度における温室効果ガスの将来推計（BaU）
- 2 温室効果ガス削減目標

第3章 めざす将来像

- 1 めざす将来像
- 2 めざす将来像の意義と具体像

第4章 各主体による削減取組

- 1 各主体の役割
- 2 施策の体系図
- 3 削減取組
- 4 ロードマップ

第5章 市の優先事項

- 1 基本的事項
- 2 目標
- 3 削減取組
- 4 進行管理方法

第6章 計画の推進管理について

- 1 進行管理体制
- 2 推進管理方法
- 3 情報公開

(参考資料)

■地球温暖化の現状と防止に向けた取組

- 1 地球温暖化のメカニズム
- 2 世界中で見られる地球温暖化による影響
- 3 地球温暖化防止に向けた取組状況

■伊勢市の地域特性

- 1 社会特性
- 2 自然特性
- 3 地球温暖化対策についての市民、事業者の意識や行動

■伊勢市温室効果ガスの現況推計及び将来推計

- 1 算出方法
 - (1) 排出量
 - (2) 吸収量

■策定経過

■用語集

■パブリックコメント意見及び回答

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

○地球温暖化の状況

私たちの暮らしは、多くの資源やエネルギー、特に、石炭や石油といった化石燃料の消費により、豊かで非常に便利な生活が実現されてきました。しかし、その代償として、地球温暖化による気候変動といった現象を引き起こしています。

地球温暖化は加速度的なスピードで進行しており、その防止への取り組みには一刻の猶予もない、人類共通の課題です。

○国際社会の動き

平成9(1997)年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、「京都議定書」が採択され、平成17(2005)年に発効し、国際的な温暖化対策への取り組みが進められています。

○国の動き

日本は、「京都議定書」により、温室効果ガスを平成20(2008)年から平成24(2012)年までの第1約束期間の平均値で平成2(1990)年比6%削減することが義務付けられました。

この削減目標の達成に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温暖化対策推進法」といいます。)の制定(平成10(1998)年 ※平成20(2008)年に最終改正)や、京都議定書目標達成計画の策定(平成17(2005)年 ※平成20(2008)年に全面改定)などにより、地球温暖化対策を展開しています。

また、平成22(2010)年1月には、温室効果ガス削減の中期目標として「平成32(2020)年までに平成2(1990)年比で25%削減(ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組の構築及び意欲的な目標の合意を前提とする)」を国連気候変動枠組条約事務局に提出し、国際公約としました。

平成23(2011)年12月に開催されたCOP17では、京都議定書の延長(第2約束期間の設定)と将来の新たな枠組みを盛り込んだ「ダーバン合意」が採択されましたが、将来の包括的な枠組みの構築に資さないとの判断から、日本は参加していません。

○東日本大震災

平成 23（2011）年 3 月に我が国を襲った未曾有の大地震に伴い、日本は甚大な被害を被り、東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響は、電力問題におさまらず、大量の放射性物質の放出により、国民の健康や産業に甚大な影響を与え、エネルギーに係る国民の生活・意識にも大きな影響を与えました。

このことにより、国は新たなエネルギー政策を打ち出す必要があります。

○市の動き

市においては、環境への負荷が少ない循環型社会を構築するため、伊勢市環境基本計画、伊勢市地域新エネルギービジョンにおいて、新エネルギーの導入や省エネ活動の普及等を位置づけ、地域としての取組を進めるとともに、温暖化対策推進法第 20 条の 3 に基づく「伊勢市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を平成 20（2008）年 12 月に策定し、市の事務事業に関する地球温暖化対策を行ってきました。

また、東日本大震災を受け、「エネルギーの地産池消」として、節電や再生可能エネルギーの導入等について、市民・事業者・行政が一体となり取組を進めています。

○計画策定の目的

地域の環境行政の担い手として市が主導的に地球温暖化対策に取組み、また、市民、事業者、滞在者、行政等の多様な主体が協働して地球温暖化対策を展開することで、温室効果ガスの排出が抑制され、多くの自然エネルギーを創り使用して暮らすことができる伊勢らしく美しい社会を実現するため、市としての地球温暖化防止対策の指針を示すとともに、市民、事業者、滞在者、行政等が一体となって取組む内容を提示するために策定するものです。

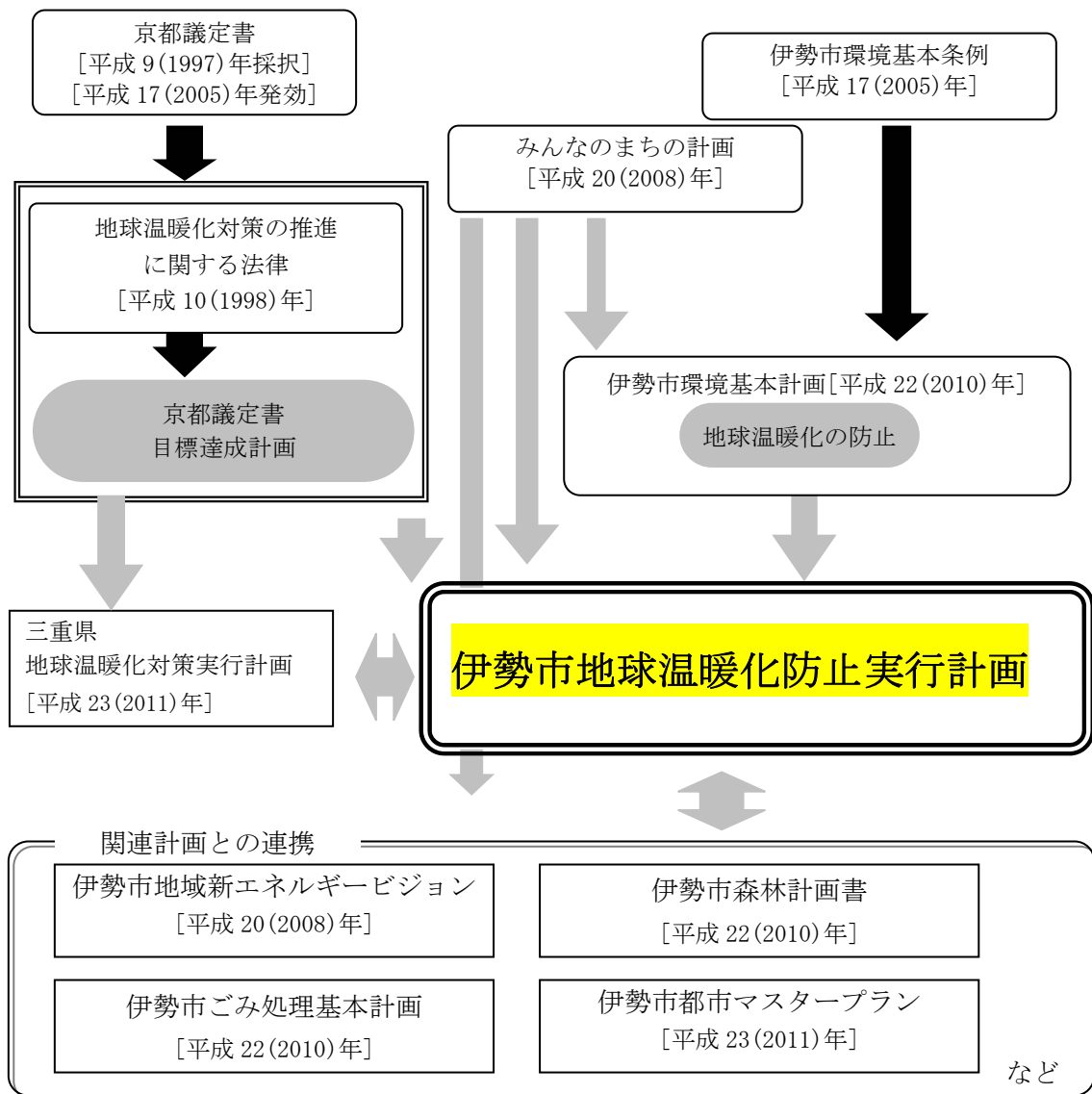
2 計画の位置づけ

本計画は、都道府県及び政令市等に対し、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を進める計画の策定を義務付けた地球温暖化対策推進法第20条第2項に基づく実行計画の『区域施策編』（以下「実行計画」といいます。）として策定するものです。

なお、温暖化対策推進法第20条の3に基づき平成20（2008）年12月に策定した「伊勢市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」については、内容の見直しを行い、本計画の一部としています。

また、本計画は、環境分野における施策及び事業の推進指針を示した「伊勢市環境基本計画」（平成21年度策定）の実行計画の一つに位置づけられるものです。

【イメージ図】



3 計画の期間

計画期間は、平成 24(2012)年度から平成 32(2020)年度までの 9 年間とします。

地球温暖化対策に係る施策等は、国、県と一体となって推進していく必要があることから、国及び県の計画における最終年度と合わせることにし、平成32(2020)年度を計画目標年度とします。

4 基準年度

平成 19 (2007) 年度とします。

基準年度とは、温室効果ガス削減の基準となる年度であり、当該年度の排出量に対する削減量及び削減率を削減目標とするものです。

基準年度については、下記の理由により平成19 (2007) 年度とします。

- ・国及び県の基準年度である平成 2 (1990) 年度については、排出量算定の基礎となる各種データの把握が限定的である
- ・データ把握が可能な最新年度である平成20 (2008) 年度については、金融危機の影響による産業部門をはじめとしたエネルギー需要が減少している
- ・平成17 (2005) 年11月に市町村合併を行っている
- ・平成19 (2007) 年度においては、上位計画である伊勢市総合計画 (みんなのまちの計画) 及び関連計画である伊勢市地域新エネルギービジョンが策定されており、温暖化対策の起点となっている

5 対象とする温室効果ガス及び排出部門

(1) 対象とする温室効果ガス 6種類

| 温室効果ガス | | 排出を伴う活動の概要 |
|---------------------------|------------------------------|---|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | | 化石燃料の燃焼により排出されます。プラスチックを焼却することでも排出されます。化石燃料を使用している火力発電による電気を使用することでも間接的に排出されます。 |
| メタン (CH ₄) | | 燃料の燃焼によって二酸化炭素とともに排出されるほか、農畜産業の分野からも排出されます。 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | | 燃料の燃焼によって二酸化炭素とともに排出されるほか、農畜産業の分野からも排出されます。病院で麻酔剤としても使用されています。 |
| 代替フロン等 3ガス | ハイドロフルオロ カーボン類 (HFCs) | 冷蔵庫などの冷却に使用されています。 |
| | パーフルオロカー ボン類 (PFCs) | 半導体の製造過程などに使用されます。 |
| | 六ふっ化硫黄 (SF ₆) | 電気絶縁ガスなどに使用されています。 |

(2) 排出部門

| 部門 | 発生源 |
|-----------|------------------------|
| 産業部門 | 農林水産業、建設業、製造業 |
| 運輸部門 | 自動車（自家用、運輸営業用）、鉄道 |
| 民生家庭部門 | 家庭 |
| 民生業務その他部門 | 業務（店舗、オフィス） |
| 廃棄物部門 | 一般廃棄物焼却時に含まれるプラスチック焼却量 |
| 森林吸収部門 | 間伐・受光伐等の森林吸収源対策 |

6 基準年度における温室効果ガスの現況推計

(1) 調査方法

温室効果ガス排出量の削減に取り組むためには、市内における温室効果ガスの排出状況を把握する必要があります。本計画では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル第1版」（環境省）、「三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～」(三重県)の算定方法をベースにしつつ、各種統計資料や聞き取り調査等により市独自数値等の把握に努め、より伊勢市の実態に近づけるように温室効果ガス排出量を推計しています。

(2) 温室効果ガス排出量の現状

市域における温室効果ガス排出量は、表-1のとおり、平成19(2007)年度で約1,234.5千t-CO₂と推計されます。

また、全体に占める二酸化炭素の割合はいずれも変化がなく、大部分を占めています。

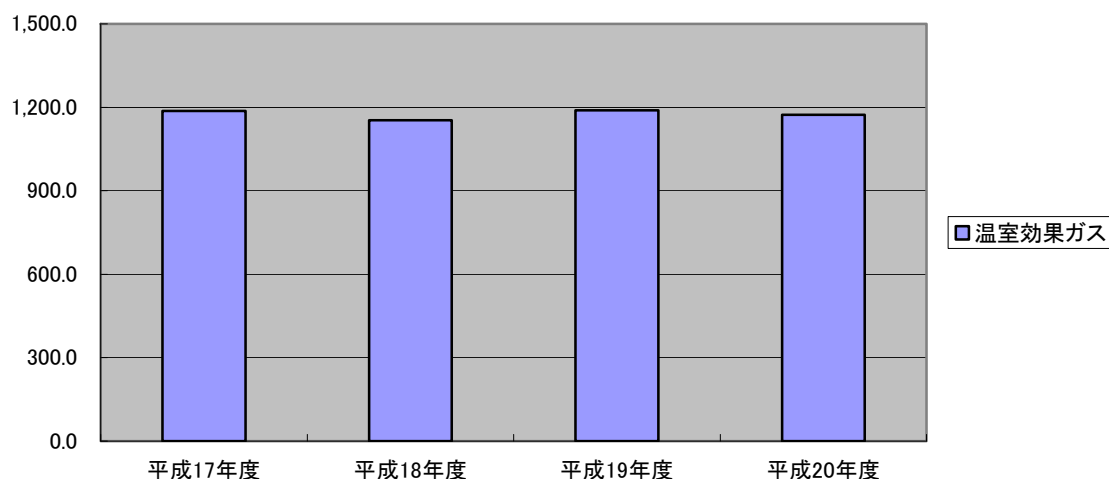
表-1 ■ガス種類別排出量の推移

(千t-CO₂)

| 項目 | 平成17年度 2005年度 | 平成18年度 2006年度 | 平成19年度 2007年度 | 平成20年度 2008年度 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 二酸化炭素 | 1,140.0 | 1,153.0 | 1,189.2 | 1,149.2 |
| メタン | 10.6 | 10.6 | 10.5 | 10.3 |
| 一酸化二窒素 | 14.3 | 14.0 | 13.8 | 13.2 |
| 代替フロン等 3ガス | 22.5 | 22.1 | 21.0 | 20.2 |
| 合計 | 1,187.4 | 1,199.7 | 1,234.5 | 1,192.9 |

図-1 ■温室効果ガス排出量推移

(千t-CO₂)



(3) 二酸化炭素排出量の現状

市域における二酸化炭素排出量は、基準年度である平成 19(2007)年度で約 1189.2 千 t と推計されます。

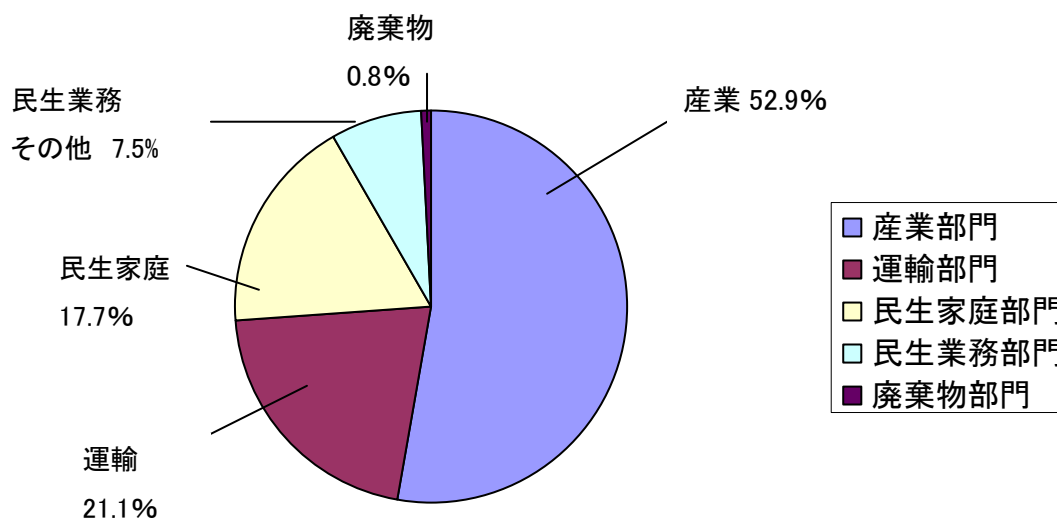
平成 19(2007)年度における本市の部門別排出量は、産業部門が約 52.9%、運輸部門が約 21.1%、民生家庭部門が約 17.7%、民生業務その他が約 7.5%、廃棄物部門が約 0.8%と推計されます。

表-2 ■部門別二酸化炭素排出量推移

(千 t-CO₂)

| 項目 | 平成 17 年度 (2005 年) | 平成 18 年度 (2006 年) | 平成 19 年度 (2007 年) | 平成 20 年度 (2008 年) |
|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 産業部門 | 596.5 | 593.5 | 628.9 | 604.6 |
| 運輸部門 | 254.4 | 252.5 | 251.2 | 248.9 |
| 民生家庭部門 | 177.3 | 204.4 | 210.4 | 192.5 |
| 民生業務その他部門 | 100.0 | 86.7 | 89.5 | 88.6 |
| 廃棄物部門 | 11.8 | 15.9 | 9.2 | 14.6 |
| 合計 | 1,140.0 | 1,153.0 | 1,189.2 | 1,149.2 |

図-2 ■二酸化炭素排出量部門別構成比 (平成 19 年度)



第2章 伊勢市温室効果ガスの将来推計（BaU）及び削減目標

1 目標年度における温室効果ガスの将来推計（BaU）

（1）温室効果ガス排出量の将来推計（BaU：現状趨勢ケース）

現状趨勢ケースとは、地球温暖化対策を現状のまま固定し、今後新たな対策を行わないと仮定し、世帯数等の社会的条件や製造品出荷額等の活動量については、1単位あたりのエネルギー使用量を固定して、活動量等の予測値から将来推計を行うものです。

活動量等の将来予測については、「三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～」(以下「県実行計画」といいます。)の将来予測などを踏まえて予測しています。

（2）平成32（2020）年度の温室効果ガス排出量

平成32(2020)年度の温室効果ガス排出量は約1,259.0千t-CO₂と、基準年度に比べ約2.0%増加すると推計されます。

表-3 ■伊勢市の温室効果ガス排出量比較表 (千t-CO₂)

| 項目 | 平成19年度 2007年度 | 平成32年度 2020年度 | 基準年度比 増減率 |
|-----------|------------------|------------------|--------------|
| 二酸化炭素 | 1,189.2 | 1,202.0 | 101.1% |
| メタン | 10.5 | 10.6 | 101.0% |
| 一酸化二窒素 | 13.8 | 14.1 | 102.2% |
| 代替フロン等3ガス | 21.0 | 32.3 | 153.8% |
| 合計 | 1,234.5 | 1,259.0 | 102.0% |

（3）平成32（2020）年度の部門別二酸化炭素排出量

平成32(2020)年度の二酸化炭素排出量は約1,202.0千t-CO₂と、基準年度に比べ約1.1%増加すると推計されます。

表-4 ■部門別二酸化炭素排出量比較表 (千t-CO₂)

| 項目 | 平成19年度 2007年度 | 平成32年度 2020年度 | 基準年度比 増減率 |
|-----------|------------------|------------------|--------------|
| 産業部門 | 628.9 | 639.2 | 101.6% |
| 運輸部門 | 251.1 | 234.6 | 93.4% |
| 民生家庭部門 | 210.0 | 206.1 | 98.1% |
| 民生業務その他部門 | 89.5 | 105.0 | 117.3% |
| 廃棄物部門 | 9.7 | 17.1 | 176.2% |
| 合計 | 1,189.2 | 1,202.0 | 101.1% |

2 温室効果ガス削減目標

(1) 削減目標

国が平成 22(2010)年 1 月に気候変動枠組条約事務局に提出した「平成 32(2020)年までに 25%削減」の目標や、「県実行計画」の「20%削減」の目標を踏まえ、市では、国、県以上の削減をめざして、市民、事業者、行政などの各主体がそれぞれの役割を果たして地球温暖化対策を進めることにより、次の削減目標の達成をめざします。

平成32(2020)年度における伊勢市の温室効果ガス排出量を
平成19(2007)年度比で30%削減します。
(森林吸収量2.0%含む)

(2) 削減目標の考え方

目標については、国、県の施策による温室効果ガスの削減、市の施策による削減、森林吸収等による削減を次のとおり積み上げて設定しています。

- ① 国、県が実施する施策による、伊勢市内で削減される温室効果ガス排出量を推計。
- ② 市が実施する施策により削減する排出量を推計。
- ③ 森林吸収源対策などにより削減される排出量を推計。
- ④ ①～③で推計した削減量を、2020年度温室効果ガス排出量（B a U）から差し引き、2020年度温室効果ガス排出量（目標値）を算出。

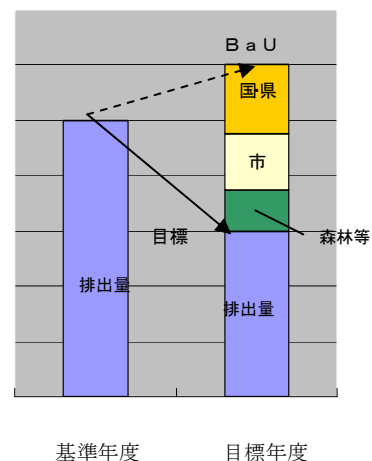


図-3 削減率設定のイメージ

- ⑤ 基準年度温室効果ガス排出量から④による 2020年度排出量（目標値）を差し引き、基準年度排出量との比率を目標削減率として設定。

(3) 国、県及び市の施策による削減量の内訳

国の施策による伊勢市内での削減量は、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会で検討された国内15%削減ケースを伊勢市に当てはめて推計しています。

同委員会では、国が掲げた25%削減の目標達成に向けて、国内での削減率が25%、20%、15%の3つのケースについて検討されていますが、どのケースが採用されるかは国の動向を待つこととなります。いずれのケースも現実的には相当な困難が伴うと考えられるため、より現実的であると考えられる国内15%削減ケースを県計画書と同様に想定しました。

県の施策による伊勢市内での削減量は、「県実行計画」における削減量を伊勢市に当てはめて推計しています。

市の施策による削減については、第4章に掲載されている取組から推計しています。

なお、削減目標については、今後の国の動向や国際的な取り決め等を受け、必要に応じて見直すこととします。

表-5 伊勢市における2020年の温室効果ガス排出量推計見込み

(千 t-CO₂)

| 項目 | 2007 排出量 | 2020 | | | | | |
|---|-------------|------------|-----|-------------|------|--------------|------------|
| | | 排出量 BaU | 排出量 | 2007 増減率 | 削減量 | 国、県対 策効果量 | 市対策 効果量 |
| 産業部門 | 629 | 639 | 614 | -2% | -25 | -19 | -6 |
| 民生家庭部門 | 210 | 206 | 88 | -58% | -118 | -66 | -52 |
| 民生業務その他部門 | 90 | 105 | 37 | -59% | -68 | -47 | -21 |
| 運輸部門 | 251 | 235 | 106 | -58% | -129 | -99 | -30 |
| 廃棄物部門 | 10 | 17 | 4 | -60% | -13 | -7 | -6 |
| CH ₄ 、N ₂ O、代替フロン等3ガス | 45 | 57 | 43 | -4% | -14 | -14 | 0 |
| 排出量小計 | 1,235 | 1,259 | 892 | -28% | -367 | -252 | -115 |
| 森林吸収量 | | | -25 | -2% | -25 | -25 | |
| 排出量合計 | 1,235 | 1,259 | 867 | -30% | -392 | -277 | -115 |

表-6 伊勢市における国の対策による削減量の内訳

| 部門 | 対策 | 導入技術、導入レベル | 15%削減時 効果量(国) (千t-CO ₂) | 効果量 (市) (千t-CO ₂) |
|--------|-----------|---|---|-------------------------------------|
| 産業部門 | 農林水産業対策 | 省エネ型温室による燃費改善 30% など | 1,000 | 0.6 |
| | 鉄鋼部門対策 | (市域で次世代コークス炉導入 の余地無し) | 4,700 | — |
| | セメント部門対策 | (該当なし) | 400 | — |
| | 石化部門対策 | 更新時に全ての事業所が、そ の時点の最高水準の技術を導 入 | 4,100 | 0.0 |
| | 紙・パルプ部門対策 | | 1,500 | 0.0 |
| | 業種横断的技術 | 高性能工業炉、高性能ボイラな ど高効率機器へのシフト | 7,283 | 0.8 |
| | 小計 | | 18,983 | 1.4 |
| 民生家庭部門 | 高断熱住宅 | 2020年時点における住宅の数 に対し、3%が改11年基準を満 たす | 1,916 | 1.8 |
| | 高効率空調 | 更新時に全ての住宅が、その 時点の最高水準の機器を導入 | 3,900 | 3.8 |
| | 高効率給湯 | 5世帯中4世帯に導入 | 10,286 | 9.9 |
| | 高効率照明 | 更新時に全ての住宅が、その 時点の最高水準の機器を導入 | 6,000 | 5.8 |
| | 高効率家電 | | 16,800 | 16.2 |
| | HEMS等 | 世帯数の30%に導入 | 1,950 | 1.9 |
| | 太陽光発電 | 世帯数の13%に導入 | 4,938 | 4.7 |
| | 小計 | | 45,790 | 44.1 |
| 民生業務 | 高断熱建築物 | 2020年時点における建物の数 に対し、5%が改次世代基準を 満たす | 2,280 | 1.3 |
| | 高効率空調 | 電気HP式空調等の導入 | 11,244 | 6.5 |
| | 高効率給湯 | ヒートポンプ給湯器、潜熱回収 型給湯器、太陽熱温水器の導 入 | 7,191 | 4.1 |
| | 高効率照明 | 照明効率が現状の約2倍 | 10,000 | 5.8 |
| | 高効率電気製品 | 家電製品、電気機器の効率改 善 | 29,000 | 16.7 |
| | BEAMS | 業務系建築物の30%に導入 | 8,654 | 5.0 |
| | 地域熱・廃熱利用 | 地域未利用熱の有効利用 | 1,000 | 0.6 |
| | 太陽光発電 | 公共施設等大型建築物への太 陽光発電の導入、現状(2005 年)の約70倍 | 8,574 | 4.9 |
| | 小計 | | 77,943 | 44.9 |

| 部門 | 対策 | 導入技術、導入レベル | 15%削減時 効果量(国) (千t-CO ₂) | 効果量 (市) (千t-CO ₂) |
|-------------------------------|-------------|--|---|-------------------------------------|
| 運輸部門 | 燃費改善・次世代自動車 | 2020年時点の自動車の平均燃費が、2005年時点と比べ、乗用車では13%、貨物車では6%改善。 | 34,600 | 44.6 |
| | | 2020年時点の自動車保有台数に対し、乗用車の28%、貨物車の7%が次世代自動車 | | |
| | バイオ燃料導入 | 規格・基準検討、E10対応車の認証、供給・流通体制の整備促進など | 2,000 | 2.6 |
| | 交通流対策 | 徒歩と自転車で暮らせるまちづくり | 15,000 | 19.4 |
| | 鉄道の効率改善 | 現状(2005)に対し、エネルギー消費原単位削減率 1% | 144 | 0.2 |
| | 船舶の効率改善 | (該当なし) | 121 | — |
| | 航空の効率改善 | (該当なし) | 178 | — |
| | 小計 | | 52,043 | 66.8 |
| 廃棄物部門 | 廃棄物部門の対策 | 燃焼の高度化、ごみ処理有料化など | 7,000 | 7.0 |
| メタン(CH ₄) 等3ガス | 農業部門の対策 | 家畜等の排泄物管理方法の変更と施肥料の削減 | 1,200 | 0.8 |
| | フロンガス部門の対策 | ノンフロン製品等の普及加速化、ノンフロン製品等の技術開発など | 13,000 | 11.3 |
| | その他 | 燃焼の高度化、ごみ処理有料化など | 2,000 | 2.1 |
| | 小計 | | 23,200 | 21.2 |
| | 合計 | | 217,959 | 178.4 |

表-7 伊勢市における県の対策による削減量の内訳

| 部門 | 対策 | 導入技術、導入レベル | 県全体削減量 (千t-CO ₂) | 効果量(市) (千t-CO ₂) |
|-----------------------|---|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 産業部門 | 地球温暖化対策計画書制度 | 取組促進により、対象事業所の努力量を増加 | 334.6 | 16.6 |
| | M-EMS普及 | 小規模事業所の自主的な環境管理を推進 | 8.1 | 0.6 |
| | 中小事業所省エネルギー診断 | 中小事業所の運用対策と施設更新 | 10.5 | 0.8 |
| | 小計 | | 353.2 | 18.0 |
| 民生家庭部門 | 地球温暖化防止活動推進センターによる家庭の省エネ推進 | 家庭での運用対策 | 106.2 | 7.5 |
| | 省エネ家電製品の購入促進 | 家庭での設備更新 | 41.4 | 2.9 |
| | 消費行動と連携したカーボン・オフセット等によるCO ₂ 削減 | 連携した取組による温室効果ガス排出削減 | 169.2 | 11.9 |
| | 小計 | | 316.8 | 22.3 |
| 民生業務 | 地球温暖化対策計画書制度 | 2020年時点における建物の数に対し、5%が改次世代基準を満たす | 3.1 | 0.3 |
| | M-EMS普及 | 電気HP式空調等の導入 | 4.0 | 0.3 |
| | 中小事業所省エネルギー診断 | ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、太陽熱温水器の導入 | 7.5 | 0.6 |
| | エコオフィス推進 | 照明効率が現状の約2倍 | 7.8 | 0.7 |
| | 小計 | | 22.4 | 1.9 |
| 運輸部門 | 自動車地球温暖化対策計画書制度等 | 自動車使用による燃料使用量削減 | 202.8 | 14.0 |
| | グリーン物流促進 | 物流によるエネルギー使用量の削減 | 135.5 | 8.0 |
| | エコドライブ推進 | 運転方法の改善による燃料使用量の削減 | 125.8 | 8.5 |
| | 公共交通機関利用促進 | 自動車利用抑制による燃料使用量の削減 | 3.8 | 0.3 |
| | 電気自動車等の普及促進 | EV、PHV等の普及促進 | 17.1 | 1.2 |
| | 小計 | | 485.0 | 32.0 |
| 廃棄物部門 | 一般廃棄物の排出削減 | 焼却処分量の削減 | 0.4 | 0.0 |
| | 産業廃棄物の排出削減 | 焼却処分量の削減 | 12.5 | 0.0 |
| | 小計 | | 12.9 | 0.0 |
| メタン(CH ₄) | 一般廃棄物の排出削減 | 埋立処分量の削減 | 12.9 | — |
| | 産業廃棄物の排出削減 | 埋立処分量の削減 | 1.8 | — |
| | 小計 | | 14.7 | — |
| 森林 | 森林整備等 | 森林整備による森林吸収量の確保 | 457.7 | 25.0 |
| | 合計 | | 1,662.7 | 99.2 |

表-8 伊勢市の対策による削減量の内訳

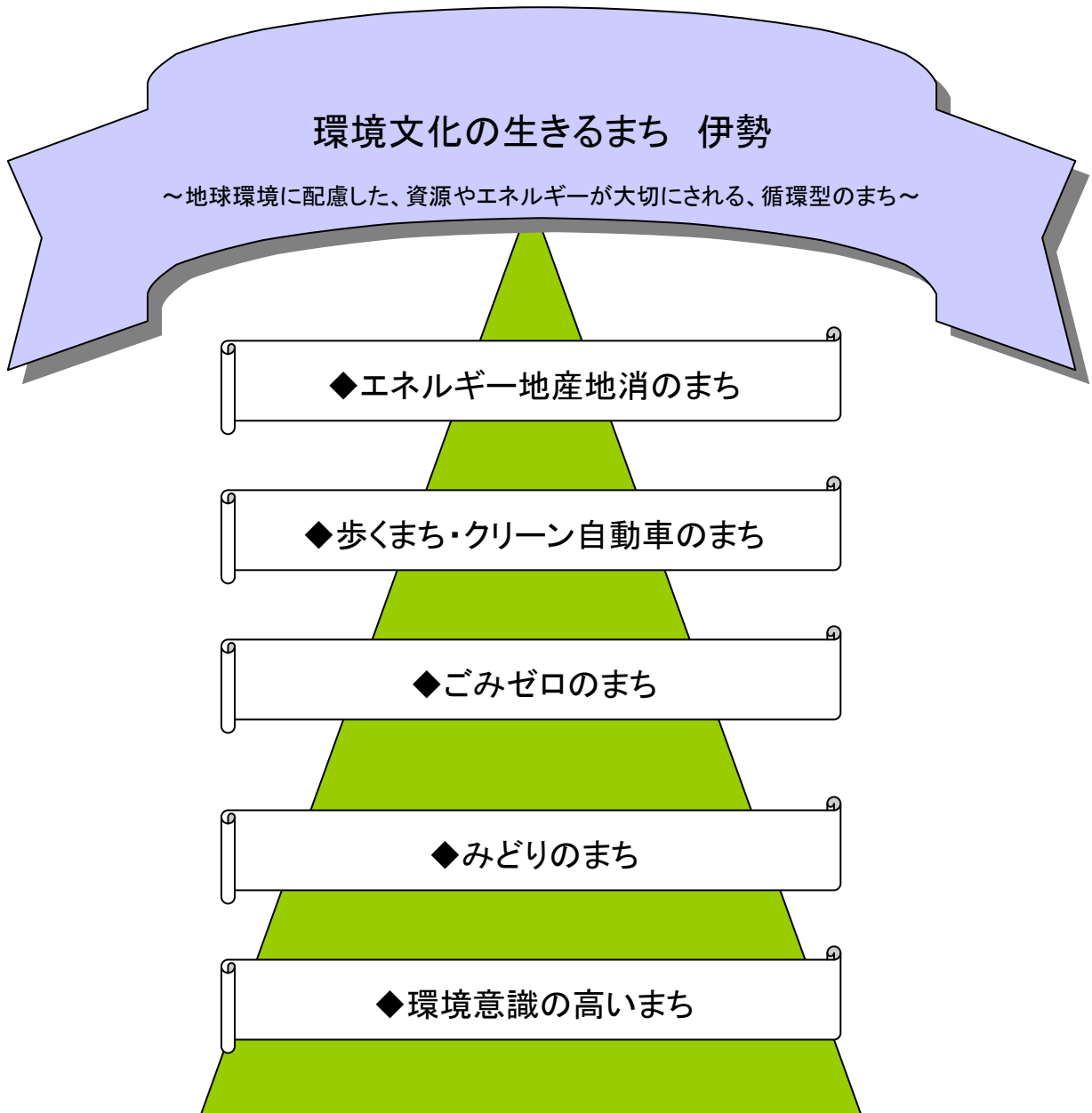
| 部門 | 対策 | 内容 | 効果量 (市) (千t-CO ₂) |
|-----------------------|----------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 産業部門 | エネルギー消費の見直し | エネルギー消費量が改善 | 3.4 |
| | 省エネルギーの仕組みづくり | 中小規模事業所の自主的な環境管理を推進 | 0.7 |
| | 再生可能エネルギー等の導入 | 太陽光発電等の導入による化石燃料使用量の削減 | 1.4 |
| | 小計 | | 5.5 |
| 民生家庭部門 | エネルギー消費の見直し | 家庭での省エネルギー対策 | 33.5 |
| | | 家庭での設備更新 | 6.5 |
| | 再生可能エネルギー等の導入 | 太陽光発電等の導入による化石燃料使用量の削減 | 12.4 |
| | 小計 | | 52.4 |
| 民生業務 | エネルギー消費の見直し | オフィス活動での省エネルギー対策 | 14.0 |
| | 省エネルギーの仕組みづくり | 中小規模事業所の自主的な環境管理を推進 | 3.5 |
| | 再生可能エネルギー等の導入 | 太陽光発電等の導入による化石燃料使用量の削減 | 3.2 |
| | 小計 | | 20.7 |
| 運輸部門 | 自動車利用の自粛 | 自動車利用自粛による燃料使用量削減 | 7.4 |
| | エコドライブの実施 | 運転方法の改善による燃料使用量の削減 | 3.5 |
| | クリーン自動車の選択 | EV, PHV等のクリーン自動車の選択 | 19.3 |
| | 小計 | | 30.2 |
| 廃棄物部門 | 廃棄物が発生しない生活、事業活動への転換 | 焼却処分量の削減 | 6.0 |
| | 小計 | | 6.0 |
| メタン(CH ₄) | 再生使用・再生利用の仕組みづくり | 埋立処分量の削減 | — |
| | 小計 | | — |
| 森林 | 森林の公益的機能の保全 | 森林整備による森林吸収量の確保 | — |
| | 合計 | | 114.8 |

第3章 めざす将来像

1 めざす将来像

伊勢市環境基本計画では、「環境文化の生きるまち 伊勢」をめざす姿とし、そのめざす姿実現のための基本目標のひとつに「地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる、循環型のまち」を位置づけ、地球温暖化防止の推進に取り組むこととしています。

本計画では、地球温暖化防止の推進におけるめざす将来像として下記の5つを定め、施策を実施していくこととします。



2 将来ビジョン

◆エネルギー地産地消のまち

～意義～

二酸化炭素のほとんどは、化石燃料を燃焼させることで発生しており、地球温暖化の防止には、エネルギーの在り方を見直し、化石燃料の消費を減らすことが重要です。

東日本大震災とその後の電力供給問題により、エネルギー問題に対する関心が高まっており、省エネルギー、再生可能エネルギー導入等の様々な動きが活発になっています。

エネルギーは、私たちの暮らしや経済活動の中で消費されるものであり、一人ひとりが省エネルギー等に関心を持ち、実践することが欠かせません。

また、再生可能エネルギーは、枯渇する心配がないだけでなく、地産地消型の分散型エネルギーとして、まちづくりや地域産業の活性化にもつながる可能性があり、地域特性を活かした導入、利用を図ることが求められています。

～将来の姿～

- ・本市の地域特性に応じた再生可能エネルギーを活かし、地域で創り地域で使うエネルギーが普及しているまち
- ・エネルギー消費を一人ひとりが見直し、日々の省エネルギーに積極的に取り組み、エネルギーを有効に活用しているまち

◆歩くまち・クリーン自動車のまち

～意義～

運輸部門の二酸化炭素排出量のうち自動車の使用に伴う排出量が約9割を占めていることから、排出量の削減を進めるには、自動車の使用をできるだけ少なくすることともに、自動車の使用効率を高めることが重要です。

また、本市は、全国有数の観光地であり、多くの観光客の方が自家用車で伊勢を訪れ、渋滞により、必要以上に二酸化炭素が排出されています。

年末年始や5月の大型連休にはパークアンドバスライドを実施し、その期間における市内の交通渋滞の解消に向け努めていますが、特定の場所において交通渋滞は依然として発生している状況であり、市民の日常生活にも支障が出ていることから、自動車利用の自粛だけでなく、公共交通機関の利用や自転車、徒歩などによる移動手段や利便性の確保及び効率のよいエネルギーで移動する手段を考えていく必要があります。

～将来の姿～

- ・使いやすい公共交通と、歩く魅力にあふれ人々が歩く暮らしを大切にする、人と公共交通等が優先の「歩く・自転車のまち」が実現しているまち
- ・電気自動車をはじめとするクリーンエネルギー自動車が普及し、エコドライブが実践されているまち
- ・伊勢市を訪れる方が公共交通機関により訪れ、市内を快適に移動できるまち

◆ごみゼロのまち

～意義～

かつて、この国に暮らす私たちが無意識のうちに言葉にし、行動してきた「もったいない」という概念が忘れ去られようとしています。「もったいない」は単にものの価値が損なわれることに対する概念だけでなく、そのものがそこにあることに対する感謝の念も込められた言葉であり、快適な生活を手にいれる一方で、不要となったものをゴミとして廃棄し続けてきた私たちが、今こそ思い返さなくてはならない言葉です。

大量生産、大量消費、大量破棄型の社会においては、多くのものを生産し、排出・処分することにより、多くの資源やエネルギーを使用することとなり、二酸化炭素の排出を増やすことから、ごみの発生を抑制し、可能な限り再使用、再利用を図る必要があります。

ごみの問題は、私たちが身近に感じることができ、取り組みやすい問題であり、一体となった取り組みが求められています。

～将来の姿～

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、ごみの発生を抑制し、可能な限り再使用、再生利用を図り、「ごみをゴミにしない」行動を、市民、事業者、滞在者、行政全てが実践しているまち

◆みどりのまち

～意義～

森林は、光合成により二酸化炭素を吸収し、貯蔵しています。

本市域の約半分の面積を森林が占めており、二酸化炭素吸収源として森林に対する期待が大きいこと、温室効果ガスの排出量削減のためには機器の性能向上などの単体対策だけでは不十分なことから、二酸化炭素吸収源として森林等の手入れを行うことが必要です。

伊勢市都市計画マスタープランや伊勢市森林計画書と整合した面的な温暖化対策としてのまちづくりをめざす必要があります。

また、ヒートアイランド現象を防ぐために、まちなか緑地等を整備する必要があります。

～将来の姿～

- ・伊勢志摩国立公園をはじめとした本市南部の豊かな森林と都市部の緑を育成・保全し、二酸化炭素吸収源として十分機能させるとともに、水源確保など様々な公益的役割を果たすみどりがあるまち
- ・ヒートアイランドを抑制し都市部の二酸化炭素吸収機能を果たす都市緑地があるまち

◆環境意識の高いまち

～意義～

私たちの暮らしは多くの資源やエネルギーを使用して、豊かで便利な生活が実現されてきました。しかし、その代償として、地球温暖化による気象変動をといった現象を引き起こしています。

子どもから大人まで世代に応じた環境教育を展開し、環境にかかわる課題の解決に向けて協働する人材が求められています。

低炭素都市の構築を始め、持続可能な都市を実現していくのはいずれも「人」であり、参加・連携し協働できる環境教育・人材育成を展開していく必要があります。

～将来の姿～

- ・環境を守る活動、環境教育が積極的に行われているまち
- ・各主体が連携して、積極的に環境活動に参加しているまち

第4章 各主体による削減取組

1 各主体の役割

目標達成に向けて、市民、事業者、滞在者及び行政が各々の役割を担うとともに、協働して、具体的な取組を進めていきます。

市民

日常生活と地球温暖化問題との関わりについて理解を深めるとともに、日常生活における省資源・省エネルギー行動の実践や再生可能エネルギー等の導入により、環境負荷の低減に努めます。

また、地域社会や市民団体等の地球温暖化対策活動へ積極的に参加するとともに、事業者や行政の実施する地球温暖化対策との協働、連携を図ります。

事業者

製造、流通、使用・消費、リサイクル、廃棄等の事業活動に関わるすべての過程を通じて、温室効果ガス排出の削減を図ります。事業活動における省資源・省エネルギーの実践や再生可能エネルギー等の導入、事業所における環境教育を行います。

また、地域社会や市民団体等の地球温暖化対策活動へ積極的に参加・支援するとともに市民や行政の実施する地球温暖化対策との協働、連携を図ります。

滞在者

観光、通勤、通学等の滞在時における活動と地球温暖化対策との関わりについて理解を深めるとともに、滞在時における省資源・省エネルギー行動を実践します。

また、行政の実施する地球温暖化対策との協働、連携を図ります。

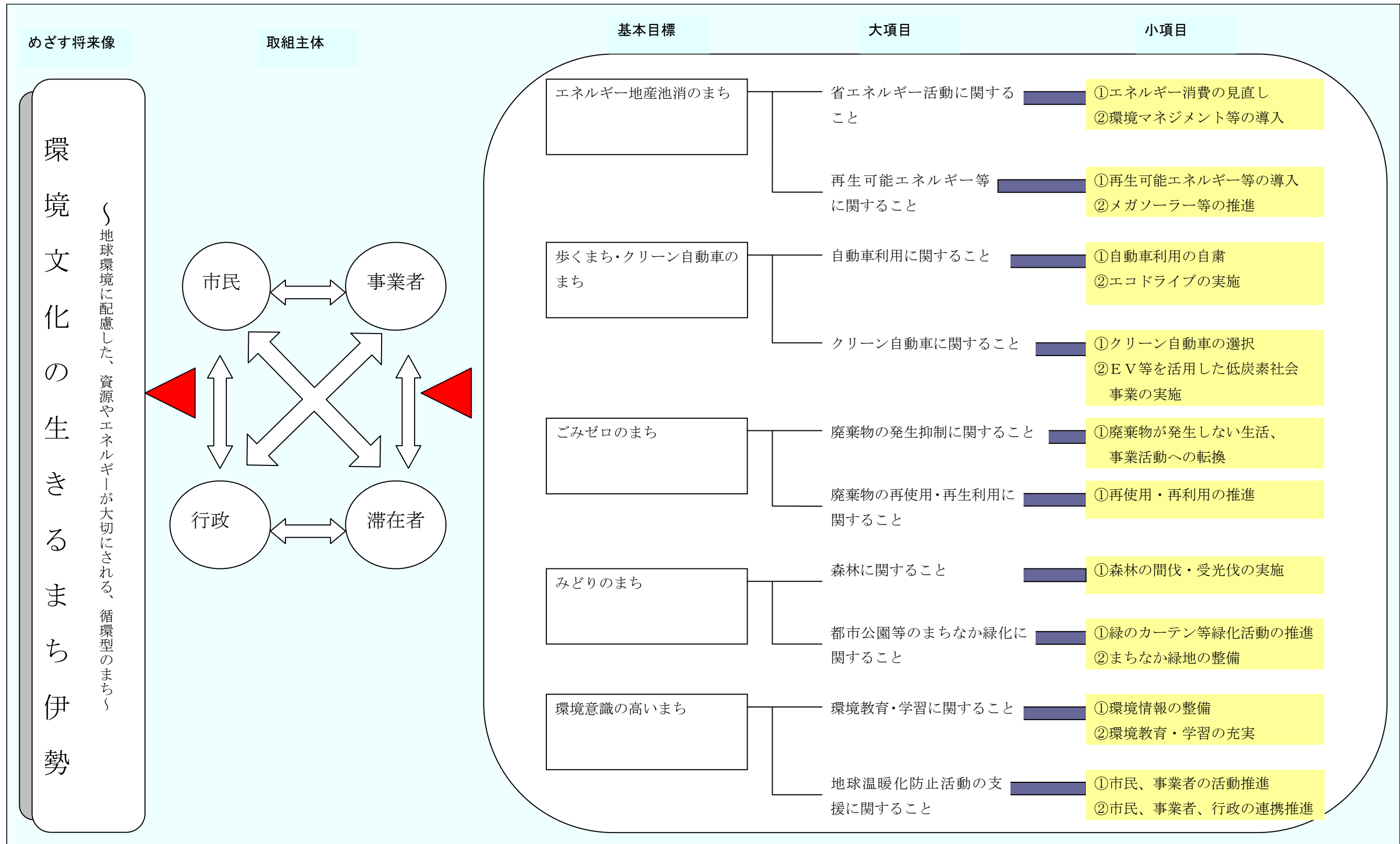
行政

市民、事業者、滞在者が地球温暖化対策を推進していくために必要な仕組みを整備するとともに、意識啓発や情報提供などの措置を講じます。

また、伊勢市役所も事業者として省資源・省エネルギー活動や再生可能エネルギー等の導入に率先して取り組みます。(具体的取組については第5章へ記載)

行政として、他者(市民、事業者、行政)に働きかける取組については、次ページ以降の行政欄を参照。

2 施策の体系図



3 削減取組

エネルギー地産地消のまち

| 大項目 | 小項目 | 施策内容 | 実施主体 | | | | 取組内容 |
|----------------|-------------|---|------|-----|-------------|--------|---|
| | | | 市民 | 事業者 | 滞 在 者 | 行 政 | |
| 省エネルギー活動に関すること | エネルギー消費の見直し | 一過性でなく、エコ生活の文化を根付かせるため、子どもから大人まで、家庭で会社で地域で、みんなが楽しくエコ生活を実践するための取組を実施します。 | ○ | ○ | | | <p>《使用方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏は軽装、冬は重ね着を心がけることにより、冷暖房機器の使用時間を短くし、冷房は28℃以上、暖房は19℃以下を目安に空調機(エアコン)の温度を設定します。 冷蔵庫の開閉回数を減らす、パソコン等のOA機器は、長時間使わない場合、こまめに電源を切るなど、不要なエネルギーを消費しない機器使用等を心がけます。 <p>《機器管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明機器や空調機器を定期的に清掃するなど、適切な点検・維持管理を行います。 <p>《待機電力》</p> <ul style="list-style-type: none"> 電化製品等を使用しないときはコンセントプラグを抜き、待機時消費電力の削減を心がけます。 <p>《機器購入》</p> <ul style="list-style-type: none"> LED等の環境に配慮した設備を導入するよう努めます。 家電製品等の購入・買換えの際は「省エネラベル」を確認するなど、省エネ効果の高い製品を選択するように努めるとともに、用途に合った適正規模の機器を選択します。 空調において、蓄熱など高効率ヒートポンプ空調システム(エアコン)高効率ガス空調システム(エアコン)などの導入に努めます。 給湯において、自然冷媒(CO₂)ヒートポンプ給湯器・潜熱回収型給湯器などの導入に努めます。 排熱を有効的に利用した高効率コージェネレーションの導入に努めます。 燃料電池など環境負荷の低減等の観点から必要な設備の導入に努めます。 <p>《みず》</p> <ul style="list-style-type: none"> 節水を心がけます。 |
| | | | ○ | | | | <p>《暮らしの見直し》</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族がひとつの部屋に集まり食事をしたり、お風呂が冷めないうちに続けて入るなど、生活スタイルの見直しに努めます。 |

| | | | | | | | |
|--|---------------|--|---|---|--|---|--|
| | | | | ○ | | | <p>《製品の環境品質》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 使用時のエネルギー消費の少ない製品を開発、製造、販売します。 ● 長期的に使用でき、繰り返し使うことができる環境にやさしい製品を開発、製造、販売します。 ● 廃棄時のリサイクルや処理、処分の容易性を考慮して、製品を開発、製造、販売します。 |
| | | | ○ | ○ | | ○ | <p>《社会運動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 無理なく自然にエコ生活を実践できる感性を養い、また、文化としての定着をめざして、自然を楽しむイベントや、クールビズのPR等を実施します。 ● 防犯灯のLED化に取り組みます。 |
| | 省エネルギーの仕組みづくり | 低炭素社会構築のため、資源・エネルギーの無駄をなくすしくみづくりを行います。 | ○ | | | | <ul style="list-style-type: none"> ● 環境家計簿等を利用して、日々の生活を見つめなおします。 |
| | | | | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> ● ISO14001、M-EMS等の環境マネジメントシステムの導入をし、環境への取組を推進します。 ● ESCO事業、省エネ診断等の手法を活用し、事業活動を省エネルギー型に改善します。 |
| | | | ○ | ○ | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎日の節電活動チェックを行い、日々の生活を見つめなおしていただく「エコファミリー」を展開します。 ● 事業所の省エネ化を支援するため、省エネ診断の斡旋を行い、また、診断結果に基づく改修を促進します。 |

| | | | | | | | |
|------------------|---------------|---|---|---|--|---|---|
| 再生可能エネルギー等に関すること | 再生可能エネルギー等の導入 | 地域での再生可能エネルギーの普及のため、関連産業の育成を含め、再生可能エネルギー設備設置を促進します。 | ○ | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅、事業所を新築、改築するときなどは太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギー等の導入に努めます。 |
| | | | ○ | ○ | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電システム設置に係る設置者負担の軽減や、疑問を解消する啓発活動等により、太陽光発電システム普及率を高めていきます。 |
| | 再生可能エネルギー等の研究 | 伊勢の強みを活かし、地域のエネルギーを創るための検討を行います。 | ○ | ○ | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ● 三重県などと連携して、メガソーラーの誘致の検討を行います。 ● 生ごみメタン化について、事業内容の詳細を定め、採算性等の検証を行います。 |

歩くまち・クリーン自動車のまち

| 大項目 | 小項目 | 施策内容 | 実施主体 | | | | 取組内容 |
|---------------|------------------------|---------------------------------------|------|-----|-------------|----|---|
| | | | 市民 | 事業者 | 滞 在 者 | 行政 | |
| 自動車利用に関すること | 自動車利用の自粛 | 自動車をできるだけ使用しないライフスタイルに転換を行います。 | ○ | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> 近距離の移動ではクルマの利用を控え、徒歩や自転車、バス等の利用に努めます。 ノーカーデー（毎週1回）の実践に努めます。 |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 鉄道、バス等の公共交通機関の利用を促進します。 パークアンドバスライド等の施策を進めます。 市民、事業者に対し、ノーカーデー（毎週1回）の普及啓発を進めます。 |
| | | | | | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> 通勤やレジャー等で来勢する際のマイカー利用は避け、公共交通機関の利用に努めます。 パークアンドバスライドを利用します。 |
| | | | | | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 徒歩、自転車の利便性・安全性を向上させるため、歩道、駐輪場、自転車道路の整備を進めます。 環境に配慮した交通体系の検討を行います。 |
| | エコドライブの実施 | エコドライブの普及を進めます。 | ○ | ○ | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> エコドライブを実施します。 |
| | | | ○ | ○ | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> エコドライブ講習会の開催など、普及啓発を行います。 地域、社内での普及啓発活動を行います。 |
| クリーン自動車に関すること | クリーン自動車の選択 | 環境負荷の少ないクリーン自動車の普及を進めます。 | ○ | ○ | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> 自動車購入時には、クリーンエネルギー自動車を選択します。 伊勢に来る時は、クリーンエネルギー自動車を利用します。 |
| | | | | | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。 |
| | E V等を活用した低炭素社会モデル事業の実施 | E V等を活用してライフスタイルの転換や未来に向けた暮らし方を検討します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> E V等を地域で使う環境づくりを検討・実施します。 E V等で観光できる環境づくりを検討・実施します。 |

ごみゼロのまち

| 大項目 | 小項目 | 施策内容 | 実施主体 | | | | 取組内容 |
|--------------------|----------------------|-------------------------------------|------|-----|-------------|--------|---|
| | | | 市民 | 事業者 | 滞 在 者 | 行 政 | |
| 廃棄物の発生抑制に関すること | 廃棄物が発生しない生活、事業活動への転換 | 廃棄物が発生しない生活・事業活動への転換を行います。 | ○ | | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> • レジ袋削減のため、マイバッグなどを使用します。 • 使い捨て製品の使用を自粛します。 • 過剰な包装を断ります。 • 長期間使用できる製品、詰め替え用や繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品を購入します。 • 食材を捨てることのないような調理の工夫を行います。 • 生ごみ処理機を使用して、生ごみの減量、堆肥化に努めます。 • 資料やカタログ類は無料提供であっても必要なもの以外は受け取りません。 |
| | | | | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> • 使い捨て商品利用抑制（マイバック利用等）の支援を行います。 • 簡易包装を実施します。 • 繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品を生産販売します。 • 製品の修理を実施するとともに、その情報を積極的にPRします。 • 事業所から排出される生ごみの資源化に取り組みます。 • オフィスにおいては、裏紙利用、両面コピーの徹底等により紙の使用量を削減します。 • 物品を購入する際、不要な包装箱などは可能な限り納入業者に持ち帰ってもらいます。 |
| | | | | | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> • ごみの持ち帰りに努めます。 |
| | | | | | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> • 生ごみ処理機購入費助成制度により、家庭から排出される生ごみの減量を促進します。 |
| 廃棄物の再使用・再生利用に関すること | 再使用・再利用の仕組みづくり | 再使用・再生利用のしくみづくりを行い、焼却・埋立ごみの減量を図ります。 | ○ | ○ | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> • 市のごみ分別収集に協力します。 • 3Rに取り組んでいる店舗から買い物をするように努めます。 • リサイクルショップやオークション等を活用します。 |
| | | | ○ | | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> • 地域で展開する廃品回収の取組へ積極的に参加します。 |
| | | | | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> • 「建設リサイクル法」や「食品リサイクル法」等に基づくリサイクルの取組を積極的に推進します。 |
| | | | | | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> • 3Rに貢献している事業者や地域での取組を積極的にPRします。 • 再生資源奨励金制度により、資源化を促進します。 • 再生利用が可能な品目拡大の検討をします。 |

みどりのまち

| 大項目 | 小項目 | 施策内容 | 実施主体 | | | | 取組内容 |
|--------------------|-------------|--|------|-----|-------------|----|--|
| | | | 市民 | 事業者 | 滞 在 者 | 行政 | |
| 森林に関すること | 森林の公益的機能の保全 | 森林の有する公益的機能（二酸化炭素吸収、水源のかん養、自然災害の防止等）を発揮することができるよう、適切な森林管理を推進します。 | ○ | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> ● 森林ボランティアに参加します。 ● 緑化推進活動、緑地保全活動等に参加します。 |
| | | | | ○ | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ● 間伐、受光伐などの森林の適正管理を実施します。 ● 森林ボランティアの育成に努めます。 |
| | | | | | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ● 地元の林産物の販路拡大等の林業支援をします。 |
| 都市公園等のまちなか緑化に関すること | 緑化活動の推進 | 市民、事業者の各々の緑化活動や、連携した活動の推進を図ります。 | ○ | ○ | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ● 各主体が連携して、緑化活動を実施します。 ● 緑のカーテン等の壁面の緑化に努めます。 ● 建物敷地内の緑化に努めます。 ● 市民、事業者などの連携により緑化を推進し、自主的な緑化活動を誘導、支援します。 ● 緑化活動を行っている団体等をPRします。 |
| | まちなか緑地の整備 | みどりが多い公園や緑地の充実を図ります。 | | ○ | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ● 緑地保全に係る法制度を活用して保全すべき緑地の確保を進めます。 ● 都市公園を整備して、質の高い緑地空間を創造します。 ● 道路、河川整備等において、緑化に配慮した整備を行います。 |

環境意識の高いまち

| 大項目 | 小項目 | 施策内容 | 実施主体 | | | | 取組内容 |
|--------------------|----------------|---|------|-----|-------------|----|---|
| | | | 市民 | 事業者 | 滞 在 者 | 行政 | |
| 環境教育・学習に関すること | 情報の整備 | 地球温暖化防止に関する情報について把握するとともに理解し利用する。 | ○ | | | | <ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域といったさまざまな場面で、地球温暖化問題について話し合う機会を持ちます。 |
| | | | | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> 市民や顧客に向けて地球温暖化対策等に関する情報の提供や、環境報告書の作成、公開等を行います。 |
| | | | | | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 市の有する地球温暖化防止に関する情報を提供します。 家庭、地域、事業者を支える地球温暖化防止に関する情報の提供を行います。 |
| | 環境教育・学習の充実 | 地球温暖化防止についての正しい理解と認識を深め、行動する人材を育成するため、学習機会等の充実を図ります。 | ○ | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> 環境イベントや市民講座等へ参加を行います。 |
| | | | | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> 環境イベントを開催します。 地球温暖化問題やその対策について、従業員の理解を深めるため、社内での環境学習会や研修の実施を推進します。 |
| | | | | | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止イベントや市民講座等を開催します。 環境教育モデルの研究を行います。 各学校に、特色ある実践活動を促すとともに、活動を支援します。 学校施設の電力使用量管理のため、また、児童生徒の学びの環境整備として、小中学校 36 校全校に、電力デマンド監視システムを導入します。 民間事業者が有する情報・学習教材等の活用を図り、より充実した環境教育を実現します。 各校の取り組みにより削減された経費については、学習環境の充実に活用する仕組みを導入します。 |
| 地球温暖化防止活動の支援に関すること | 市民、事業者の活動推進 | 市民、事業者の各々が地球温暖化防止に配慮した暮らしや事業活動を実践し、地域やグループ等による活動の推進を図ります。 | ○ | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> 無理なく日常的にできる、地球温暖化防止活動を実践します。 地域等で行う地球温暖化防止活動に参加、協力します。 |
| | 市民、事業者、行政の連携推進 | 市民、事業者、行政が情報共有をし、意思疎通を図り、相互理解のもと協働で活動展開できるようなネットワーク形成を図ります。 | ○ | ○ | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 各々の地球温暖化防止に関するニーズのマッチングを行います。 情報発信の支援を行います。 関係者のコーディネートを行います。 |

4 ロードマップ

市では、国の動向を踏まえ、国、県の施策が市内で効果的に実施されるよう連携するとともに、伊勢市の地域特性を生かした独自の施策を実施することにより、温室効果ガス排出量の削減に努めます。年度ごとにその達成状況を確認し、必要な見直しを行っていきます。

■■■主な対策の実施計画■■■

| | | 実施主体 | 2012 | 2013～2015 | 2016～2020 |
|--------------------|----------------------|-------------------|------|-----------|-----------|
| 省エネルギーに関すること | エネルギー消費の見直し | 市民、事業者、 | | | |
| | 省エネルギーの仕組みづくり | 市民、事業者 | ← | | |
| 再生可能エネルギー等に関すること | 再生可能エネルギー等の導入 | 市民、事業者 | | | |
| | 再生可能エネルギーの研究 | 行政 | ↔ | | |
| 自動車利用に関すること | 自動車利用の自粛 | 市民、事業者、 滞在者、行政 | | | |
| | エコドライブの実践 | 市民、事業者、 滞在者 | | | |
| クリーン自動車に関すること | クリーン自動車の選択 | 市民、事業者、 滞在者、行政 | | | |
| | E V等を活用したモデル事業 | 市民、事業者、 行政 | ↔ | | |
| 廃棄物の発生抑制に関すること | 廃棄物が発生しない生活。事業活動への転換 | 市民、事業者、 滞在者、行政 | | | |
| 森林に関すること | 森林の公益的機能の保全 | 市民、事業者、 滞在者、行政 | | | |
| 都市公園等のまちなか緑化に関すること | まちなか緑化の整備 | 市民、事業者、 滞在者、行政 | | | |
| 環境意教育・学習に関すること | 環境教育・学習の充実 | 市民、事業者、 滞在者、行政 | | | |
| 地球温暖化防止活動の支援に関すること | 市民、事業者、行政の連携推進 | 市民、事業者、 滞在者、行政 | | | |

第5章 市の率先事項

1 基本的事項

市は、サービスの提供や道路等の建設、維持管理など市内経済活動の主体としての性格を持っており、地域に占める割合も大きなものがあります。このため、市の実施する事務事業に関し、率先して地球温暖化対策を実行します。

① 目的

地球温暖化対策推進法第20条の3に基づき、自らが行う事務事業に伴って、直接若しくは間接的に環境に及ぼす影響を継続的に改善するため、省資源、省エネルギー化、ごみの資源化及び廃棄物の減量化を図り、率先して温室効果ガス排出量を削減することを目的とします。

② 基準年度

平成19（2007）年度を基準年度とします。

③ 期間

期間は、平成24(2012)年度から平成32(2020)年度までの9年間とし、この間の社会情勢の変化、技術進歩等を踏まえて、所要の見直しを行います。

④ 対象ガス

- ・ 二酸化炭素 (CO₂)
- ・ メタン(CH₄)
- ・ 一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ 代替フロン等3ガス

《ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) 、パーフルオロカーボン類 (PFCs) 、六ふつ化硫黄 (SF₆) 》

⑤ 範囲

市が行う全ての事務事業（上下水道事業を含む。）及び市が所有する全ての施設（公用車等の付属物や指定管理者制度により管理運営する施設を含む。）を対象とし、病院、議会事務局など外郭団体等においても、伊勢市役所と同一または隣接する施設に入居している場合は、当該施設全体を対象とします。

ただし、公共事業など民間に委託して行う事業及び市営住宅については含みません。

■本計画の対象施設及び施設分類

| 分類 | 細分類 | 対象施設等 |
|-------|---------|--|
| 事務系施設 | | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎・総合支所（小俣、二見、御菌） ・スポーツ施設・文化施設 ・福祉施設・観光施設・小中学校 ・図書館等 |
| 事業系施設 | 廃棄物処理施設 | 廃棄物投棄場（朝熊、小俣） |
| | 下水道施設 | クリーンセンター |
| | その他 | ・病院・消防署、出張所・浄水場、配水場・水道ポンプ場・給食センター等 |
| 公用車 | | |

2 目標

温室効果ガス総排出量を平成 19(2007)年度比で 30%削減することをめざします。

(t-CO₂)

| 項目 | | 平成 19 年度 (2007 年度) | 平成 32 年度 (2020 年度) | 削減量 |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------|
| 二酸化炭素 | | 14,512.6 | 10,114.8 | 4,397.8 |
| メタン | | 40.4 | 38.3 | 2.1 |
| 一酸化二窒素 | | 125.9 | 120.6 | 5.3 |
| 代替フロ ン等 3 ガス | ハイドロフル オロカーボン 類 | 5.6 | 5.4 | 0.2 |
| | パーフルオロ カーボン類 | 0 | 0 | 0 |
| | 六ふっ化硫黄 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 14,684.5 | 10,279.1 | 4,405.4 |

3 削減取組

目標を達成するべく、以下に掲げる取組方針に基づき、温室効果ガスの対策を進めていきます。

- エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づいて、効率的かつ効果的な施設の運転管理を行います。
- 省エネ法の中長期計画に基づき、省エネルギー性能を重視した高効率機器等を積極的に導入していきます。
- 再生可能エネルギー設備を市有施設に率先して導入します。
- 公用車のエコドライブを実践するとともに、ハイブリット車や電気自動車等のクリーンエネルギー自動車の導入を進めます。
- すべての職員が省エネルギー・省資源行動を実践します。
- 職員は、地域においても率先して環境配慮行動に取り組みます。

次の取組を実行することにより、温室効果ガスの排出を削減します。

◎省エネルギーの推進

－高効率照明設備による削減－

市の施設の蛍光灯などの照明設備を高効率照明機器にします。

－設備の高効率機器への更新による削減－

空調機器、配送ポンプ等、設備の高効率機器への更新をします。

－設備の運転効率の見直しによる削減－

省エネ診断の結果に基づき効率的な設備の運転を行います。
冷暖房温度の適正化（設定温度：夏期 28℃、冬期 19℃）、ブラインドや緑のカーテンの有効活用します。

－昼休み時等の照明、パソコン電源 OFF による削減－

昼休みに照明をオフにすることで、消費電力を節減します。
パソコン等のプラグをスイッチ付き O A タップに接続し、待機電力を節減します。

－省エネデーの徹底による削減－

「ノー残業デー」を「省エネデー」として位置付け、定時退庁と省エネルギーの実践を徹底します。

－エコドライブ実施による削減－

公用車運転時のエコドライブを徹底します。

－ハイブリットカー等の導入による削減－

公用車を低燃費車、ハイブリットカー、電気自動車などのクリーン自動車にしていきます。

－ESCO事業の可能性－

設備更新の際は、ESCO事業も検討のうえ、もっとも適切な方法で実施します。

◎再生可能エネルギーの導入

－太陽光発電設置での削減－

小中学校をはじめとした市の施設に太陽光発電設備を導入します。

4 進行管理

① 進行管理体制

市では、環境活動の推進・管理のため、独自の環境管理システムを導入しており、「環境管理委員会」のもと、各課連携のうえ、取り組むこととします。

② 取組の実施・実績把握・評価・改善

環境管理システムにより実施します。

③ 実施状況の公表

取組の結果等については、市広報やホームページ等を活用し、公表します。

第6章 計画の推進管理について

1 進行管理体制

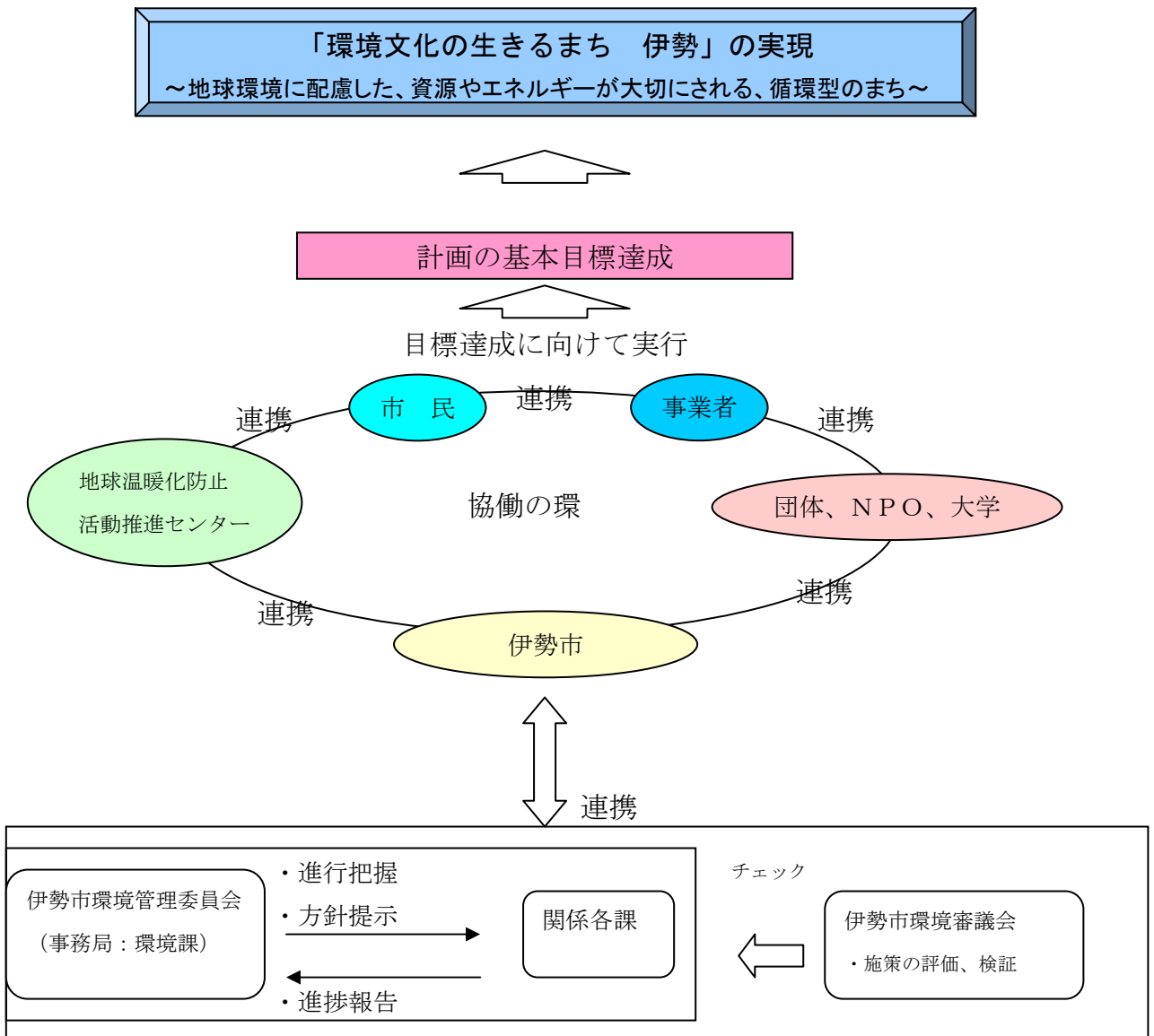
本計画で設定した削減目標達成のためには、市民・事業者・滞在者・行政等の各主体が自主的に取組を進めるとともに、相互の連携・協働が不可欠となります。

このため、市民・事業者・行政等の各主体間で連携・調整しながら取組を行う協働組織により、本計画の推進をめざします。

また、施策の進行状況等は、「伊勢市環境審議会」を通じて、分析、評価を行い、その結果に基づいて、市へ提言等を行います。

市役所内部における庁内推進体制については、「環境管理委員会」において、関連施策の推進や関係各部局と連携、調整を行い、計画の推進及び進行管理を行っていきます。

【イメージ図】



2 推進管理方法

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを基本とし、取組を進めていくこととします。

(1) 計画の策定 (Plan)

削減目標を決定し、目標達成のために各主体が推進する施策を位置付けた、本計画の策定がこれにあたります。

(2) 計画の実行 (Do)

市民、事業者、市等の各主体が、前章で位置付けた具体的な施策について、実施します。

(3) 計画の点検・評価 (Check)

市は、施策の実施状況や削減効果等の定量的な把握・評価を行います。

また、市全体の温室効果ガス排出量を把握し評価するほか、モデル家庭・地区を設定し削減数値を収集する等の手法について検討します。

(4) 計画の見直し (Action)

市は、(3)で点検・評価した結果を公表するとともに、必要に応じて取組内容の見直し等を行います。

3 情報公開・発信

本計画に基づいた取組施策の進行状況、温室効果ガス排出状況、その他地球温暖化防止対策に関わるさまざまな情報を、市広報やホームページ等を活用し、発信します。